

(6) 不発弾および対人地雷・小型武器等

かつて紛争中であった地域には、複数の小型の爆弾を内蔵し、それらをまき散らす爆弾であるクラスター弾などの不発弾や対人地雷が未だに残っており、非合法な小型武器が広く使われています。これらは子どもを含む一般市民にも無差別に被害を与え、復興と開発

活動を妨げるだけでなく、新たな紛争の原因にもなります。不発弾・地雷の除去や非合法小型武器の回収・廃棄への支援、地雷被害者の能力強化など、国内を安定させ、治安を確保することに配慮した支援が重要です

< 日本の取組 >

日本は、「クラスター弾に関する条約」および「対人地雷禁止条約」の締約国として、両条約の普遍化(なるべく多くの国が条約を締結するように働きかけること)を積極的に推進しています。また、両条約で規定されている、除去、被害者支援、リスク低減教育等にまたがる国際的な協力も着実に実行しています。

たとえば、アフガニスタンのパルワン県においては、安全な生活環境を確保して難民の帰還を促進し、経済基盤を確立して地域の経済発展に寄与することを目的として、(特活^{注62)}日本地雷処理を支援する会(JMAS)が2006年度から7年間、日本NGO支援無償資金協力(現在の日本NGO連携無償資金協力)を通じて地雷・不発弾処理事業を行ってきました。7年間の事業の成果として、東京ドーム53個分の面積に相当する地雷原処理と、7,614発の対人地雷および3,240発の不発弾の処理が報告されています。

また、不発弾の被害が特に大きいラオスに対しては、2011年に不発弾対策に特化したプロジェクトが形成され、①不発弾専門家の派遣、②機材供与、③南南協力の3つの柱から成る協力が行われています。このうち、南南協力については、日本が1990年以来カンボジアに対して行ってきた地雷処理支援の経験を広める観点から、カンボジアとラオスとの間で、不発弾処理支援に関するワークショップが数回行われ、3年間にわたり技術・訓練・国家基準策定・犠牲者支援等に関する両国の知識・経験を互いに共有するための

協力が行われています。

さらに2013年3月にはアフリカ主導国際マリ支援ミッション(AFISMA)^{注63)}に対する支援として、AFISMA支援国連信託基金を通じ国連PKO^{注64)}局地雷対策サービス部(UNMAS)^{注65)}の実施する人道的 地雷除去活動に緊急無償資金協力を実施したほか、アフガニスタン、南スーダン、ソマリア、コンゴ民主共和国、リビアなどに対して、UNMASを通じた地雷・不発弾対策支援(除去・危険回避教育等)も行っています。

小型武器対策としては、開発支援を組み合わせた小型武器の回収、廃棄、適切な貯蔵管理などへの支援を行っています。また、武器の輸出入管理や取締り能力の強化、治安の向上などを目指して関連する法制度の整備や、税関や警察など法執行機関の能力を向上する支援、元兵士や元少年兵の武装・動員解除・社会復帰事業支援等も実施しています。



アンゴラ国家地雷除去院の職員との運営方針協議を行う専門家(大町佳代/JICAアンゴラフィールドオフィス)